

平成28年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年6月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年6月9日 午前9宣告（第7日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成28年 6月 9日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第47号 | 平成28年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 議案第48号 | 平成28年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第49号 | 平成28年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第50号 | 平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第51号 | 平成28年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第52号 | 竹村分家旧竹村呉服店の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第53号 | 佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第54号 | 字の区域及び名称の変更について |
| 日程第9 | 議案第55号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第10 | 議案第56号 | 物品購入契約について（小型動力ポンプ積載車の購入） |
| 日程第11 | 議案第57号 | 物品購入契約について（総合行政システム機器更新及びASPサービス導入業務にかかる機器等購入） |
| 日程第12 | 議案第58号 | 物品購入契約について（自治体情報システム強靱性向上に係るネットワーク構築委託業務にかかる機器等購入） |
| 日程第13 | 議案第59号 | 工事請負契約について（霧生関防災拠点施設（仮称）整備工事） |
| 日程第14 | | 議員派遣について |
| 日程第15 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

平成 28 年 6 月 佐川町議会定例会追加議事日程〔第 4 号の追加 1〕

平成 28 年 6 月 9 日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 60 号 | 工事請負契約の締結について（佐川町立黒岩中央保育所新築工事） |
| 日程第 2 | 議案第 61 号 | 工事請負契約の締結について（佐川町総合文化センター町民体育館耐震補強工事） |

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

議案質疑に入る前に申し上げます。

質疑、討論、採決は、各議案ごとに行います。

日程第 1、議案第 47 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。坂本です。お伺いします。黒岩中央保育所新築事業で地方債が組まれています、その内容についての説明をお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。このたび地方債の補正をいたしました施設整備事業債は、公立保育所に係る施設整備事業の財源として起こすことのできる地方債でございます。黒岩中央保育所新築事業の財源とするものでございます。

先月 19 日にですね、起債のヒアリングがありまして、要望申請を提出しております。償還期間、利率等の借入れ条件につきましては事業完了後の借入時に借入先により決定されますので、現時点では未定となっております。なお、起債に係る県の同意は 10 月ごろにおける予定となっております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

つまり、公立保育所の建設費についても、約 50%の起債ができて、国からの交付金なりの形で補填されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えします。そのとおりでございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに。

1 番（下川芳樹君）

おはようございます。補正予算書の 19 ページ、3 款、3 項、15 工事費の関係なんです、エアコンのつけかえ工事ということで、本年度から実施される病後児保育の 1 室にエアコンを追加されると

いうふうなことです、その使い道について。

それと、その下の負担金・補助及び交付金の幼稚園教諭免許更新受講料、これについては公立保育園で新たな法制度に基づく保育、認定こども園なりを運営するための教諭の育成というふうなことでありますが、そのニーズが既にあるのかどうなのか。

それと、ページ 25 ページの 9 款、1 項、13 節の委託料、教育振興基本計画策定委託料の内容、それとその下の負担金、日高村佐川町学校組合加茂小中学校への負担金、特別教室、特別学級の関係なんですが、これは日高村と、それから佐川町との拋出の案分というふうな考え方でよろしいのか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、工事費、19 ページの 15 節工事費のエアコンつけかえ工事の 15 万でございますけれども、議員の御質問のとおり、この 6 月から開所をしております病後児保育事業におきまして、これについては建物の 2 階に取りつける部分でありますけれども、定員が一応 3 名程度ということで実施を開始しております。ただ、その子供さんの容体といいますか、によってですね、1 室でなかなか見れない状況も考えられるということで、予備的な部分もございますけれども、2 階に取りつけて、そこで保育、病後児保育を実施するということも考えられますので、15 万ということで補正をさせていただいております。

それから、その下の 19 節の負担金・補助及び交付金、これも 15 万につきましては、認定こども園の部分につきましては、私立の保育所のほうが今年度より開所をする予定で準備を進めておりましたけれども、今年度につきましては、新たなニーズが、調査の結果、ないと。それから、今後あったとしてもですね、私立の保育所のほうで経営をしていく部分で、なかなか採算性という部分についても、なかなか取り組みができにくいということで、事実上断念したという形になっています。

ただ、新制度の中ではですね、1 つの市町村の中で、いわゆる認定こども園、保育で言いますと 1 号認定の方の受け入れ、受け皿をつくっていく必要があるということで、これはまだ町立のほうでやるというふうに確定をしているわけではございませんけれども、そういう私立保育所ができないということであれば、町立で対応しな

ければならないということも想定されます。そのための、保育士の資格についてですね、幼稚園の免許が要るということですので、それに対応するための補正と。

これについては、年間研修日程が決まっております、この6月補正のタイミングでですね、今年度補正をしないと受講が間に合わないということで補正をさせていただいております。以上です。

教育長(川井正一君)

お答えいたします。私からは、25ページの委託料、教育振興基本計画策定委託料の件について、お答え申し上げます。

まず、教育振興基本計画につきましては、本年度、平成28年度までと現計画はなっております。したがって29年度からの5カ年の計画を策定することとしております。基本としましては、町の総合計画が今般策定されましたので、それを受けて、それを上位として教育振興基本計画が策定することになります。

実際の策定に当たりましては、基本的には検討委員会を立ち上げるようにしております。これは、保小中高、そして社会教育、スポーツ関係、またPTAの代表等々、町民の方にも参加いただいてやることにしておりますが、実際の業務を進めるに当たりまして、まず、資料でありますとかデータの分析、整理、そういったことをこの委託で行いたいと考えております。

また、さまざまな会を、少なくとも5回開催するようにしております。そうした際に出てきた意見の取りまとめ、そしてそれを計画の素案に反映させる。そういった業務全般をこの委託料でお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

総務課長(横山覚君)

お答えいたします。負担金につきましては、佐川町と日高村の児童の数の案分でございます。

議長(藤原健祐君)

ほかに、質疑はありませんか。

4番(森正彦君)

佐川町地域介護福祉空間整備事業の介護ロボット導入の概要をお伺いします。

健康福祉課長(岡崎省治君)

お答えいたします。補正予算書のページでいきますと、歳出のほうでいきますと、19ページの上のほうの19節負担金・補助及び交

付金で、介護ロボット等導入支援特別事業費補助金という項目がございます。216 万です。歳入につきましても、同じ額の 216 万として 11 ページに社会福祉補助金として載っております。

歳入歳出同額で、これは国の補助金、100%補助になります。導入の概要といたしましては、佐川町の地域密着型の特養の施設、社会福祉法人仁淀川福祉会が経営しております特養のわかきの桜、こちらのほうからですね、この介護用ロボットを導入したいという要望がありまして、その予算額となります。台数といたしましては 1 台の予算額となっています。

その内容ですけれども、いわゆる車いすから、例えばベッドへ移乗するであるとか、車いすからトイレへ、それから浴槽等へ移乗する場合の、基本的には介護福祉士といいますか職員さんが移乗の介助をするわけですけれども、それを手助けするロボットということで、介助用の移乗用のロボットとなっております。以上です。

4 番（森正彦君）

補助率のパーセントはいくらですか。

（「100%です」の声あり）

100%補助ですか。100%交付金、そんなら事業者は出さなくていいということですね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

補助率 100%で、事業所の負担はございません。

8 番（中村卓司君）

私のほうとしても、その介護ロボットについてお聞かせを願いたいと思いますが。

テレビ等で、そういうのをニュースで見たことがあるんですけども、現場で、果たしてその具体的に、一遍お試しというか、本当に役に立つのかという検証がなされてのことかということと、もう 1 つ、27 ページですかね、27 ページの町の無形文化財保存補助金ということで、これはあえてその補正予算でやらなければならないというふうなことになるということと、そういうことに対して内容、どういうふうな、補助の関係でやるか、そこの辺の中身を聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この特養施設のわかきの桜から事業費の要望がありましたけれども、実際に、試しでやったかどうかというところ

ろの確認はできておりません。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

御質問にお答えいたします。この町無形文化財保存の補助金につきましては、今年 450 年を迎える瑞応の盆踊りの保存会に対する補助金です。こちらのほう、当初予算のときというかですね、年度が始まってから保存会のほうで 450 年祭の具体的な内容が確定されたということで、新年度になってから町もしくは教育委員会のほうへ御要望があったためですね、今回補正予算で計上しております。

中身につきましてはですね、通常の保存事業については 10 万円ほど、例年補助金を交付しておりましたけれども、この 450 年祭を行うに当たって、特に、新しく行う事業もしくは拡充すること、具体的に言いますと、レンタルトイレの設置であるとか、写真パネルを展示するとか、また参加者への記念品、手ぬぐいの配布、また告知・周知のためのポスターやチラシの印刷、もち投げ等をですね、特別 450 年に当たって行うことの事業について補助金を交付するという内容です。以上です。

8 番（中村卓司君）

わかりました。直接この補正予算書っていう金額には言及はしませんけれども、例えばこの介護ロボット、成績がいい、どこでも使いたいというふうなことが、春日荘とかですね斗賀野荘、そういったところの現場で要望が出てこようかと思うんですけども、次の希望があれば対象にというふうにお考えがあればですね聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この介護ロボットの導入の事業、国、現在のところ国 100%の補助金ということでございまして、町それから事業所の負担が基本的にはないと考えられます。この、わかきの桜のほうでですね、御利用をいただいてですね、その利用の効果であるとか、そういったものも健康福祉課としても状況も把握をさせていただきながらですね、事業所のほうから要望があった場合については、国の予算がある限りは予算計上して、現場のですね、介護の、どう言いますか手助けになればというふう考えております。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 48 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 49 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 50 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 51 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

補助金が 3,386 万 5 千円減額、見込み減っておりますが、この大幅に減った理由と、そしてその補填のための企業債、その内容についてお伺いします。

産業建設課長（公文博章君）

おはようございます。お答えいたします。補助金の減額 3,386 万 5 千円についてですけれども、これは町のほうで要望しておりました額よりこれだけ減ったんですけれども、簡易水道事業というものが、平成 29 年からですね、29 年から、その補助事業というものがなくなります。今回、町としましても簡易水道とそれから上水道と統合しようとしているわけなんですけれども、そういうこともありまして、多分各自治体からの、最終年度、本年度が最終年度ということで要望が多かったものと考えます。そういうことで、佐川町へのその配分が減ったのではないかと考えております。

それから、その企業債についてです。企業債については、なるべく有利な起債を充てたいということで、工事が 2 つあるんですけども、中野・二ツ野の配水管の拡張工事、それと黒岩の水質の改善工事とあります。

中野・二ツ野の配水管工事につきましては、これは辺地債が充てられるというところで、今のところ 50%の辺地債、辺地対策事業債を充てる。そして残りの 50%を簡易水道事業債を充てるというところで考えております。黒岩の水質改善施設、こちらのほうにつきましては、辺地債が適用されない地区になりますので、これにつきましては簡易水道事業債を充てることと考えております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 52 号、竹村分家旧竹村呉服店の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

この条例の最後の 17 条であります、「必要な事項は、町長が別に定める」とございますが、この別に定めておる部分を説明をお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

この 17 条の条例の、ほかに定めるものとしましては、規則等で今後決めていく事項がありますので、現在、整理をしているところでございます。

10 番（永田耕朗君）

事業につきましては、第 4 条で掲げておりますけれども、3 月定例会以前に、この竹村呉服店の使用につきましては、ものづくり工房であるとか、また町並み模型を展示するとかというような話が出ておりまして、非常に活用方法によって地域の方々あるいは観光に関係しておる方々が困惑したということがございますけれども、別に、町長がどのような目的を今お考えであるか、構想があればお聞かせを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、私のほうで特にこういう目的で使いたいというふうに決めていることはありません。

歴史まちづくりの協議会、また観光協会、くろがねの会、皆さんと協議をしながら、どのような形で活用したらいいかということ合意の上で決めていきたい。そのように進めていきたいと考えております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

今、町長のほうから合意という御答弁がございました。特に、東京とかアメリカとか、地域とあんまり密着のない方が来られますと、地元としてもいろいろ問題を生ずるかもしれませんので、また地元の活動グループと合意の上で活用方法を検討していただきたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、竹村分家旧竹村呉服店の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 53 号、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

この建物は耐震工事もできて、外観も、依然からいうとずっと皆よくなっておりますが、実はきのう、私もちょっとのぞきに行きましたら、大変大草で大やぶとなって、建物はある程度改修ができたと思いますけれども、外周りはもう背丈ぐらいの草むらになって、明かりが入っておるところもございますけれども、そこも大変な草むらになっておりますが、この管理、維持管理はどこがやるのか、お尋ねいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。現在入っている 2 棟につきましては、入っている方に管理をお願いをするようにしてありますが、空いております施設につきましては、町のほうで管理をするように、入居まで町のほうが管理をする予定となっております。

10 番（永田耕朗君）

この条例には、管理についたということでございますけれども、その外周り、大変な草むらでありますけれど、その管理についてはうたっておりませんが、お試し滞在型ということでお迎えをする

ならば、外周りも早急に整備をして態勢を整えなければ、今の状態では本当に人の背丈ぐらいの草やぶとなっておりますので、早急にそういうことも取り組まなければならないんじゃないかと思いますので、ぜひ現場を見ていただいて、また取り組んでいただきたいと申し添えます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 54 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 55 号、町道路線の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、町道路線の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 56 号、物品購入契約について（小型動力ポンプ積載車の購入）、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、物品購入契約について（小型動力ポンプ積載車の購入）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 57 号、物品購入契約について（総合行政シス

テム機器更新及びA S P サービス導入業務にかかる機器等購入)、
質疑を行います。

1 番 (下川芳樹君)

この物品購入について、お伺いをいたします。まずA S P サービス導入業務の内容と、それから今回随意契約ということになっておりますが、相手方のR K K コンピューターサービスに発注した主な理由について、よろしく願いいたします。

総務課長 (横山覚君)

お答えいたします。まず、A S P の関係ですけれども、このA S P といいますのは、遠隔によりうちのシステムを動かすということが基本になっておりますけれども、特に震災、災害のときにですね、今、佐川町の役場のほうでは、東庁舎の2階にサーバー等を設置しております。そしてここがですね、災害のときに崩壊をすると、住民のデータとかですね、そういうものが全部紛失するということがございまして、これを防止するためにですね、今、R K K サービスコンピューターのほうでは、福岡のほうに、一定程度災害が起こっても大丈夫なシステムの中にサーバー等を格納している室がございまして、そこの機器を利用してですね、佐川町のシステムを動かすということをすればですね、佐川町が災害になったときでもですね、そういう方法でデータ紛失がないというふうな機能を備えたものがA S P です。これを今回導入しようとするものです。

そして、R K K コンピューターサービスを今回随契で契約をしようとするのは、1つは、10年前からR K K を使っておるんですけども、この10年間にですね、佐川町の、佐川町ナイズと申しましょるか、佐川町として使い勝手のいいような改修もしてまいりました。そしてですね、もし今のシステムを他社に乗りかえますと、また新しいシステムに慣れるために操作方法などさまざまな研修を行うということがありまして、職員に大きな負担がかかるということでございます。

もう1つは、マイナンバーの関係がございまして、これもですね、マイナンバーの連携でシステムを動かすように改修を重ねてまいっておるんですけども、他のシステムになりますと、また、この改修をしなければならない、多額の費用が必要であると。そしてまた他社のシステムに乗りかえると、データの移行費というものがまた必要になると。いう、そういうことがございまして、今回、R K K

コンピューターサービスとの随契をするようにいたしました。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、物品購入契約について（総合行政システム機器更新及び A S P サービス導入業務に係る機器等購入）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 58 号、物品購入契約について（自治体情報システム強靱性向上に係るネットワーク構築委託業務にかかる機器等購入）、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

予定価格と落札価格が非常に大きいわけではありますが、50%以下ということですが、落札価格が。この大きな差額の原因を説明を願います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。この今回の落札率がですね 49.2%になっておりますのはですね、今のこの扶桑電通という業者がですね、佐川町のほうで、今インターネットと L G W A N の接続に係る業務をしておりまして、佐川町のそのシステム、ネットワークを熟知をしているということで、新たな調査とかですね研究をする費用が生じないということが 1 つでございます。

また、この扶桑電通は機器の購入につきまして、長年富士通との取引を行っておりまして、今回、業務で必要な機器について予

定価格より安く仕入れることができたということでございます。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

1 番手が 49%、2 番手も予定価格 5,039 万に対して 3,649 万ということで、非常に落札率が低いわけですが、逆に言うと、この予定価格の積算というものが甘いのではないかと思いますけれども、この予定価格の積算というものがどのようにされておったのか、それを説明願います。

副町長（村田豊昭君）

私のほうから御説明をさせていただきたいと存じますが、予定価格自体ではなくて、この物品購入のこういった委託契約につきましては、通常の土木工事なんかと違いまして、通常の土木工事でしたら、いわゆる予定価格があり、それから最低制限価格があるわけでございます。いわゆる自治法の 3 分の 2 以上一定の範囲での最低制限価格を設けるわけですが、こういったいわゆる今回のようなシステムの業務委託にかかる機器購入等については、制限価格を示しておりません。

そういうのは結局、コンピューターとか機械等とは全国の事例でも会社の業態による営業セールスの仕方があります。何千万もするコンピューターを全国の事例では、新聞紙上にも出ましたが、1 円で入札して、それで継続してずーっとやっていくとか、そういう営業自体の戦略もありまして、そういった面も含めまして、こうした検討の業者の選定をした上での入札の結果でございますので、予定価格自体に対する何やらはないと、執行した側では考えております。以上です。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。予定価格でございますが、これはですね、現行の保守業者であります扶桑電通から見積書と事業計画書を徴収しまして、これをもとに設計書を作成いたしました。そして 7 業者にこの設計書を渡しまして見積もりを依頼いたしました。そして 6 業者から回答ございまして、既に見積もりを出しておりました扶桑電通とあわせまして平均額を算出しまして、この額を出しております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、物品購入契約について（自治体情報システム強靱性向上に係るネットワーク構築委託業務にかかる機器等購入）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 59 号、工事請負契約について（霧生関防災拠点施設（仮称）整備工事）、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、工事請負契約について（霧生関防災拠点施設（仮称）整備工事）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 60 号及び議案第 61 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第 60 号及び議案第 61 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 9 時 45 分

再開 午前 9 時 55 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 60 号、工事請負契約の締結について（佐川町立黒岩中央保育所新築工事）、

追加日程第 2、議案第 61 号、工事請負契約の締結について（佐川町総合文化センター町民体育館耐震補強工事）、

以上 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

追加提案のお許しをいただきまして、ありがとうございます。それでは、追加議案について御説明申し上げます。

議案第 60 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 28 年 5 月 27 日に入札を行いました。佐川町立黒岩中央保育所新築工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は一般競争入札、契約金額は 2 億 23 万 2 千円、契約の相手方は、高知県高知市鴨部 1 丁目 22 番 24 号、株式会社響建設、代表取締役社長丁野敏明でございます。

議案第 61 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 28 年 5 月 27 日に入札を行いました。佐川町総合文化センター町民体育館耐震補強工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は一般競争入札、契約金額は 6,880 万 3,560 円、契約の相手方は、高知県高知市鴨部 1 丁目 22 番 24 号、株式会社響建設、

代表取締役社長丁野敏明でございます。

以上が追加議案になります。議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、議案第 60 号の補足の説明をさせていただきます。参考資料（議案第 60 号関係）をごらんいただきたいと思います。1 枚目には入札の結果があります。6 社の放札がありまして、第 1 回目で落札をしております。工期につきましては、平成 29 年 2 月 28 日まで、いうことになっています。

次のページをお開きいただきますと、図面がございます。黒岩中央保育所の位置を示しております。現在の黒岩中央保育所が、少し見づらくて申しわけないんですが、図面の中央やや左下でございます。隣が黒岩小学校ということで、その方角でいきますと北東側ということで、近隣地になります。計画地の下のほうには、現在の町営の黒岩団地がございます。町道を上がっていきまして、カーブの、右のほうに曲がるカーブのところの下段に計画をしております。

その敷地の中の配置図を次のページに載せております。6 分の 3 と書いてあるところですけども、そこで少し御説明いたしますが、この敷地の上段の敷地のほうに保育所と園舎をつくるということになっています。その下の敷地のほうには、南側になりますけれども、園庭、いわゆる運動場を構えるというような基本的な配置になります。玄関といいますか、正面入り口のほうはその図面の中では左のほうになります。少し階段のような形で線をふってありますけれども、そこで、その入り口から入って行くのが正面の玄関というふうになります。

車のほうにつきましては、この上のほうの町道を上がっていきまして、園舎の北側のほうにですね、町道と隣接するところにありますけれども、駐車場、これは園児をお迎えする保護者用の駐車場として 5 台程度、そこにスペースを構えるということにしています。この建築工事とはあれですけども、職員の駐車場につきましては、現在の置いてる駐車場を引き続き活用するという形になります。

あとは、園庭の右手、方角で言いますと東側にありますけれども、プールを配置し、その少し上のほうには屋外の多目的トイレということでも配置をします。

主な配置はそういったところになります。

次に4ページ目を御説明いたしますが、園舎の中の間取りが書いてあります。保育所、この建築に当たります一定の定員というものを想定してつくっておりますけれども、全体では55人、園児を入所させるというような計画のもとで設計をしております。園舎の南側に園児の保育室を配置をして、図面でいきますと左のほうに乳児、0歳、1歳の保育室、それから廊下を挟みまして右手には2,3歳児の専用の保育室、そしてトイレ、シャワー室を挟みまして4歳、5歳児専用のスペース、そして一番東側、図面の右手になりますが、遊戯室ということで構えております。

北側のほうには、北の西側、北西の園舎の端になりますが、については、職員の事務室等を構えます。そして北側のほうにはお話コーナーであったり工作コーナー、それからいろんな図書を置くようなスペース、そういったものも構えて、園舎の一番北東側の端には調理室を配置をしています。

基本的に、認可保育所ですので、園児の最低必要面積は十分確保した中で、ゆとりのあった保育ができるような形の設計という形になっています。

次に、5ページ目、6ページ目については、立面図、各方面から見た立面図をつけております。木造平屋建てということで構えております。それぞれの方角から見た形で、外壁といいますか、は、杉の縦張りを使用したり、それから南側園舎の運動場、園庭に向かうところでは、広く開放感のあるような形で窓を、かなり広げれるような設計にもなっております。

あと、少し、すみません、戻りますけれども、図面の園舎の中の詳しい間取りにつきまして、保育のスペース、2歳児3歳児、それから4歳児5歳児ということで、図面上はしきりがいい形になっています。これにつきましては、園児の状況によって複数の学年といいますか、年齢を混合で見るとということも今後考えられること、それから開放感のある形で保育をするということで、こういう設計のもとでやります。もちろん、年度によって、年次で区切ることになる場合については、塀で仕切るのではなくて、書庫であるとか、そういった部分の建具で仕切りをしながら保育をしていくということ。

それからあと、園舎の中に少し段差を設けております。お話コーナー、工作コーナーのところに向かうところでは、段差を設けなが

ら、保育の園児の発達段階に応じてですね、適切に保育ができるような、園児の能力といいますか、そういったところも考えながら設計をしているところでございます。以上の説明となります。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは私のほうから、議案第 61 号、工事請負契約の締結につきまして、御説明いたします。今回の議案につきましては、平成 26 年度に実施いたしました耐震診断の結果、耐震判定値を満たしていなかった総合文化センター町民体育館の補強工事の実施に伴うもので、5 月 27 日の入札の結果を受け議会にお諮りするものです。

それでは、お手元に配付しております参考資料（議案第 61 号関係）をごらんください。

まず、この資料の 1 枚目につきましては、入札のてんまつ書となっております。なお、こちらに記載されてある金額につきましては、全て税抜きの金額となっております、工期につきましては、9 月 30 日までとしております。

それでは、主な工事内容について御説明いたします。参考資料の 2 枚目をごらんください。

まず、建物の平面図の中に、赤色の三角で示しているところがあると思いますが、こちらの赤い三角で図示しております 11 カ所に、地震の際に柱に力が集中し壊れることを防ぐためのすき間であり、ます構造スリットを新設いたします。

続いて 3 枚目の図面をごらんください。

建物の西側、東側にですね、黒色の楕円で囲んだ S B 1 という図示しているところがあると思いますが、こちらにそれぞれ 7 本ずつ計 14 本の小ばりを新設し、はりの下に全面にわたって鉄骨のブレース、こちらのほうは灰色の楕円で囲んだ B R 1、緑色の楕円で囲んだ B R 2 のところへですね、鉄骨ブレース 116 本を新設することとしております。

また、同じく鉄骨ブレース、凡例で言いますと紫色の楕円で囲んだ B R 3 という部分の 24 本につきまして、取りかえを行うこととしております。

また、建物の西面、東面の既存の鉄筋コンクリートの壁と鉄骨ばりを 21 カ所において、こちら、箇所につきましては水色の楕円で囲んだ S C 1、ダイダイ色の楕円で囲んだ S P 1 で、21 カ所接合する

ことといたしております。これらの工事を実施することによって、建物全体の一体化を図って、建物の耐震性を高め、災害時における倒壊の防止や利用者拠点避難施設としての安全を確保することを目的としております。

なお、工期につきましては、先ほども申し上げましたとおり 9 月 30 日までとしておりますけれども、今月いっぱいには工事の準備期間に当て、実際に体育館の利用ができない期間につきましては、7 月から 9 月までの 3 カ月間を予定しております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

申し上げます。質疑、討論、採決は、各議案ごとに行います。

これから質疑を行います。

2 番（坂本玲子君）

お伺いします。議案第 60 号関係の黒岩中央保育所の設計図を見せていただきました。以前のと比べて、四角くて使いやすくなっていて、本当にうれしいのですが、以前よりも向きが少し西に振っています。以前の保育でも西日が入って、非常に、午後暑いという状況がありましたが、それに対する対策はどのようにとられているのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今の園舎の向きでいきますと、保育の園舎は南側ということですので、基本的には南よりではないかなというふうに思っております。西日のほうは確かに、夏場とか、特に差し込むと考えております。その辺の対策もですね、基本的には風通しのいい土地柄ということもございますので、そういう風も利用しながらですね、実際に保育を進めながら現場のほうでも対策考えていきたいと思っております。

2 番（坂本玲子君）

ぜひですね、工事をしてしまうと、なかなか後で改善するのが難しいと思いますので、その辺のことを十分考慮した上での工事にしていただきたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

7 番（岡村統正君）

この黒岩保育所の構造についてちょっとお聞きしたいと思いま

すが。この園舎の天井の形状、それと天井の素材はどんなふうなもので仕上げるのか、それからその畳以外のところの床の仕上がり、これはどういう部材で仕上げるのか、それをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、床ですけれども、畳以外のところについては木材、ヒノキを使ってですね、特に保育のスペースについては、ヒノキの、ただまあヒノキですと、少し柔らかいというかですね、そういう部分もありますので、表面を塗装してかたく仕上げていくような形での保育スペースの床の仕上がりというふうになっています。

屋根のほうですけれども、基本的に木材を活用するという形になってございますが、ちょっと私、専門的な部分でですね、ちょっとお答えができてにくい部分がございますが、私のほうからちょっとそういうお答えだけしか、すみません、申しわけありません。

7 番（岡村統正君）

この姿図においてですね、屋根の部分、屋根の部分は鋼材なのか、鋼板を使うのか、何かというそのあたりも記載はされてないわけで、多分、鋼板葺きということになるかと思いますが、そのあたりでやはり断熱のやり方というのは随分変わってくると思いますが、そのあたりは詳細図は当然ないですね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。屋根材につきましては鋼板を使います。当然、音とか断熱性を保たなければいけませんので、ちゃんとした断熱材も入れておりますし、その詳細図は図面ありますので、また後ほどですね、図面を、健康福祉課のほうに確認に行っていたいただければと思います。

あと天井の話もありましたけども、屋根裏が木材で見えている部分もあれば、部屋によってはある程度気温性を保つものとかですね、その部屋の用途用途に応じて天井は仕上げを変えておりますので、それも、内部の仕上げ方に細かく全て明記されてありますので、図面のほうで後ほどまた終了後、健康福祉課のほうに図面がありますので、御確認いただければと。お手数をおかけしますがよろしくお願ひします。

7 番（岡村統正君）

わかりました。

11 番（西村清勇君）

黒岩保育所にしましては、早期に取り組みをしていただきまして、まことにありがとうございました。私からも、地域の議員としてお礼を申し上げたいと思います。

今、設計図を見せていただきましたけども、私たちが見ても、なかなかわかりづらいんですけども、その使い勝手というものが、最初にもお願いをしておりましたけども、現場の人が一番詳しいと思いますので、ぜひ、現場に携わっておる園長さんとか、それからまた保育士さんとか、交えて設計のほうをお願いをしていただきたいというお願いはしておりましたが、そういった現場の方も立ち会った上での設計をしていただいたのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。設計に関して、特に園舎の内部の設計については、本当にですね、現場の所長初め、それから所長以外の職員さんも交えて何回も設計業者さんと話をしながら、現場でもすり合わせをしながら、結果的にこういう形で配置をしています。

これは、かなり現場の要望が入っているというふうに考えております。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、工事請負契約の締結について（佐川町立黒岩中央保育所新築工事）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 61 号、工事請負契約の締結について（佐川町総合文化センター町民体育館耐震補強工事）、質疑を行います。

8 番（中村卓司君）

少しお尋ねを申し上げます。体育館、建ててどれぐらいの、今までにたっているかということ、耐震の結果が出て、それでこういうことになったと思うんですけども。耐震の、何と言いますか、審査の内容が、少し、わかっておればですね、聞かせていただきたいと思うんですが。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。細かいあれは、今ちょっと記憶にないんですけども。昭和 53 年ごろにですね、当初、体育館のほう、建築にされております。耐震診断につきましてはですね、細かく強度計算をですね、構造的な計算をしてですね、私もちょっと専門性に欠けてましてあれですけども。何か、X 方向の強度、Y 方向の強度とかいうことを数値化しましてですね、その基準に満たないものか、満たしておるかによってですね、耐震性がある、なしを判断していると思います。

8 番（中村卓司君）

ああいった建物を、最近の地震の関係で耐震の工事をしなければならぬということで、切羽詰まった状態でいろいろ工事をしているわけですが。今さら、その耐用年数の関係で、また建てかえるじゃあいうような予算の関係もない、そういうのはなかなか難しいというふうに思っているんですけども。大体ああいう建物、コンクリート製でいきます、それから鉄骨でいきますと、耐用年数は 30 年ぐらいというのが公共の関係で、自分の認識ではですが、あったんで、佐川中学校の建物を新築に当たっても、鉄骨ながですけども、それ以上ということで、建てかえをしていくっていうふうなことをやられたという経過があるんですが、2 千万ぐらいの耐震のお金が必要わけですが、それを入れると、かなり、もうちょっと使っていくというふうな見通しでやられると思うんですけども、表現は悪いんですが、もったいないことないかなという思いもあるんですけども、この先、どれぐらい、これで使っていこうというお考えがあるのか、聞かせていただいたらいいんですが、どんなもんですかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。

総務省が今、各自治体に公共施設の維持管理計画を策定をなさ
いということで、指導、指示がありますが、その中で、鉄骨及び鉄
筋コンクリートに関しての耐用年数は、確か 70 年で計画を立てる
ように、60 年か 70 年か、どちらかで建てるようにという方針、目
安が出ております。建築の技術的なことを言いますと、鉄筋コンク
リート、鉄骨は、きちっと維持管理をしていけば 100 年はもつと。
これは工学的な見地から言いますと、100 年はもちますということ
です。

今、佐川町も、佐川町の公共施設の維持管理計画がまとまってき
ました。佐川町では例えば、鉄筋コンクリート、鉄骨の建物につい
て 60 年、70 年で建てかえをするとすると、中期的に見て、かなり
の建てかえ費用、更新費用、維持管理費用がかかることになります。

やはり、大切に使う、しっかりと塗装をしたり、しっかりと防水
を処理をしたり、維持管理のコストをかけていけば、100 年は、鉄骨
の建物であれば十分もちますので、佐川町の維持管理計画に関して
は 100 年を目安に計画を立てようという方針を出して、昨年度まと
め上げましたので、体育館につきましては、今回の耐震補強工事によ
って 50 年 60 年、十分、建物としてももちますので、御理解をいた
だきたいというふうに思います。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、工事請負契約の締結について（佐川町総合文化セン
ター町民体育館耐震補強工事）、原案のとおり決定することに賛成
の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議員派遣について、を議題にします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 15、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、及び調査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶願います。

町長（堀見和道君）

6 月定例会、まことにありがとうございました。本日追加提案をさせていただきました 2 議案とあわせまして、15 議案全てに御承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日の議案の中での質疑におきまして、永田議員から貴重な御質問、御意見をいただきました。町としまして、しっかりと、施設の維持管理をしていくということを、改めて肝に銘じないといけないなというふうに思いました。役場の中で、庁議の中で、しっかり幹部で話し合って、適切な管理が行うことができますよう、今後も努めてまいります。

また一般質問におきましては、邑田議員から貴重な御提言もいただきました。そのほかにも、皆様から、一般質問の中で、御提言、御意見いただきました。大変ありがたいというふうに思っております。

しっかりと、それが反映できますように、また今後も役場全体で前向きに取り組みを進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、今後とも、御指導をよろしくお願いいたします。

本年度始まって2カ月ちょっとになります。これからも28年度は素晴らしい1年で迎えられよう、役場職員一同しっかりと前を向いて進んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き、御指導、御協力のほどお願いを申し上げまして、私からの本定例会、閉会の挨拶とかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。平成28年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時31分